

死刑執行に関する会長声明

平成29年7月13日、大阪拘置所、広島拘置所において、それぞれ1名に対して死刑が執行された。大阪拘置所で死刑が執行された者は再審請求中であるが、再審請求中の死刑執行は平成11年12月以来であり、極めて異例である。

死刑は命を絶つ刑罰であり、一度執行されてしまえば、死刑判決が誤りだったとしても、取り返しがつかないという問題を抱えている。

これまで、死刑判決がいったん確定した四つの事件（いわゆる免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）において、再審が開始されて無罪判決が確定しており、近年でも、平成26年3月27日、いわゆる袴田事件において、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定が出されている。死刑判決のような重大事件においても誤判のおそれが存在することは客観的な事実である。

誤判を生じるに至った制度上や運用上の問題点について抜本的な改善は図られておらず、誤った死刑判決に基づく執行の危険性は依然として残されたままである。

そもそも死刑制度については、そのあり方について様々な意見があるところであり、今、求められているのは、死刑の執行を急ぐことではなく、広く国民に開かれた場での死刑制度の存廃も含めた幅広い議論をすることにある。

当会は、死刑制度に関して広く国民に開かれた全社会的議論の開始を求めるとともに、議論が尽くされ死刑制度に関する改善が行われるまでの間、死刑執行を停止するよう、強く求めるものである。

平成29年8月9日

茨城県弁護士会

会 長 阿 久 津 正 晴